

議案第 5 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 1 4 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 1 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表消防法関係手数料の表貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表消防法関係手数料の表貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項の規定は、令和元年 1 0 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。